

学凛アカデミー実務者研修課程学則・実施要領等

(研修事業者の名称、所在地)

第1条 本研修は下記の事業者が実施する。

(1)名称 学凛アカデミー合同会社

(2)所在地 富山県射水市三ケ2501番地1

(講義・演習の実施場所)

第2条 本研修は下記の実施場所で行う。

名称 射水教室1 救急薬品市民交流プラザ 所在地 富山県射水市戸破4200-1

射水教室2 三ケコミュニケーションプラザ 所在地 富山県射水市三ケ1045-1

高岡教室 デイサービスひだまり 所在地 富山県高岡市佐野1095-2

(研修事業の目的)

第3条 高齢化の進展や世帯構造の変化のなかで、介護ニーズが多様化し、より質の高い介護サービスが求められている。本研修は、そのような介護サービスの中心的な担い手となる人材育成を図るため、必要とされる知識・技術を有する質の高い介護福祉士の養成を行う。

(研修課程及び形式)

第4条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

介護福祉士実務者研修課程 通信制

2 通信地域は富山県全域とする。

(研修事業の名称)

第5条 研修の名称は、次のとおりとする。

学凛アカデミー実務者研修課程

(開催時期及び受講期間)

第6条 本研修の受講開始は1月、4月、7月、10月の各1日から、期間は3ヶ月以上とする。

但し無資格者は6ヶ月以上

(休業日)

第7条 面接授業・演習開催日を除く、土日祝祭日

2 前項の規定に係わらず、課程長は、臨時の休業日を定め、また休業日を変更することができる。

(受講資格)

第8条 受講することができる者は、所定の受講料を支払い、課程長が書類審査結果を確認して、受講を認めた者とする。

(研修カリキュラム・履修方法)

第9条 研修カリキュラムは別紙 「カリキュラム・受講料一覧」のとおりとする。

(クラス、受講定員)

第10条 1 クラスの定員は射水教室20名、高岡教室10名にて年に6クラス開講する(年間総定員100名)とし、定員になり次第、締め切る。

(受講料)

第11条 受講料は次のとおりとする。

別紙「カリキュラム・受講料一覧」テキスト代込(税込)のとおりとする。ただし特別の事情がある場合は、分納を認めることがある。

2 上記受講料の他、検定料、入学金は設定しない。

(使用教材)

第12条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(1) テキスト 「介護福祉士実務者研修テキスト」株式会社学凛社 発行

「介護福祉士実務者研修テキストブック」ミネルヴァ書房 発行

(2) 備品 成人用ベッド、車いす、排せつ用具、歩行補助つえ、吸引装置一式、経管栄養用具一式他

(遅刻・早退・欠席の扱い)

第13条 15分以内の遅刻及び早退は、2回で欠席1日とみなす。

(振替受講と補講の取扱い)

第14条 振替受講の取扱いについては次のようにする。

受講者は、研修期間内においてやむを得ない事情等で欠席した場合、次回以降に開催する学凛アカデミー実務者研修課程の同一科目を、欠席届の提出により振替受講できるものとする。

(募集手続)

第15条 募集手続は次のとおりとする。

(1)当法人指定の申込用紙(ホームページからもダウンロード可)に必要な事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(2)当課程は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書並びに教材を受講者宛に送付する。

(3)受講決定案内を受けた受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。

(科目の免除)

第16条 学習科目は介護職員初任者研修等保有資格によって、該当研修の修了証の写しの提出を受けたうえで科目免除を実施する。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修1級課程及び2級課程並びに介護職員基礎研修を修了している場合、希望すれば医療的ケア強化コースを選択することができ

る。なお、医療的ケア強化コースとは上段で免除とすることとからだのしくみを聴講するコースである。別紙「カリキュラム・受講料一覧」参照

(通信教材による科目の実施方法)

第 17 条 通信教材による科目は次のとおり実施する。

(1)履修方法

- ・配布されたテキストを元に各自で学習し、添削課題を期日までに提出の上合格する。
- ・学習段階が定められている科目は順序通りに行う。
- ・添削課題が合格点に達しなかった場合、再提出を求める。
- ・再提出を求められた場合、再試験料 1,000 円を支払い、1 週間以内に再提出する。
- ・合格点に達するまで再提出を繰り返す。

(2)添削課題の評価方法

- ・各科目 60 点以上を合格とする。
- ・点数判定できない課題の場合には、達成度を A (100%～80%)、B (79%～60%)、C (59%以下) で評価し、B 判定以上を合格とする。

(3)質問等への対応

- ・受講生からの質問等は、E メールにて受け付け、必要に応じ講師に照会の上、E メール、面接授業内で回答する。

(面接授業（スクーリング）の実施方法)

第 18 条 面接授業による科目は次のとおり実施する。

(1)面接授業の受講資格

- ・介護過程Ⅲの面接授業の受講には、介護の基本Ⅰ・Ⅱ、介護過程Ⅰ・Ⅱの添削課題への合格を要する。
- ・医療的ケア（演習）の面接授業の受講には、医療的ケア（通信）の添削課題への合格を要する。
- ・面接授業実施予定日までに上記の受講資格を満たさなかった場合には、受講資格を満たした直近後に開催する学凜社実務者研修課程の同一科目の面接授業を受講することができる。

(2)履修方法

- ・当校が別に告知する日程に開催する面接授業に出席し、修了試験を受験の上合格する。
- ・修了試験に合格しなかった場合、再試験を受けなければならない。
- ・再試験を求められた場合、再試験料 5,000 円を支払い、2 週間以内に再試験する。
- ・各科目の出席時間が規定の 2/3 以上に満たない者については、当該科目の履修の認定をしない。

(3)修了試験の評価方法

- ・介護過程Ⅲは、達成度を A (100%～80%)、B (79%～60%)、C (59%以下) で評価し、演習後の実技試験（50 点満点）と筆記試験（50 点満点）の総合評価で B 判定以上を合格とする。
- ・医療的ケア（演習）は、各手技を規定の回数以上行い、指導された手引きの手順どおりに実施できていることが確認された場合、合格とする。

(4)質問等への対応

- ・受講生からの質問等は、授業中に随時受け付け、講師から直接回答する。

(研修課程の修了（卒業）認定)

第 19 条 第 17 条の規定により 1~19 回（保有資格によって異なる）の添削課題にすべて合格し、かつ第 18 条の規定により介護過程Ⅲ及び医療的ケア（演習）の修了試験にそれぞれ合格した者で、受講料が完納されている者について、課程長が本課程の修了（卒業）を認定する。

(受講取り消し)

第 20 条 受講生が当校の定める諸規定を守らず、次の行為のあった者には受講の取り消しを命ずることがある。

(1)学力劣等で、修了の見込みが無いと認められる者

(2)正当な理由がなく、出席が常でない者

(3)修了試験で不正な行為を行った者

(4)その他、別紙「面接授業ルール」を遵守せず研修の秩序を乱していると認められる者

なお、自ら退学する場合は、受講生は「退学願」を提出する。

(休学)

第 21 条 疾病その他やむを得ない事情により、休学しようとする者は、課程長の許可を得て、休学することができる。

2 疾病等のため受講することが適当でないと認められる者については、課程長は休学を命じることができる。

(休学の期間)

第 22 条 休学の期間は 1 年を超えることができない。ただし、特別な事情がある場合は、引き続き更に 1 年まで延長することができる。

2 休学の期間は、第 6 条の受講期間には含めない。

(復学)

第 23 条 休学期間中にその事由が消滅した場合、受講定員に欠員があれば、課程長の許可を得て、復学することができる。

(納付した受講料等)

第 24 条 納付した受講料等は、返却しない。

(懲戒)

第 25 条 次の各号に該当する受講生に対しては、課程長が教官、事務員と協議して、これを懲戒する。

(1)性行不良で改悛の見込みがないと認められる者

(2)修学努力が著しく不足していると認められる者

(3)課程内の秩序を乱しその他受講生としての本分に反した者

2 前項の懲戒はその行為の軽重に従い、訓戒、受講停止および受講取り消しとする。

(課程組織)

第 26 条 本課程に課程長、教官、助教官、事務職員及びその他必要な職員をおく。

(施行規則)

第 27 条 この学則に必要な細則、及びこの学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当法人が定めることができる。

(附則)

この学則は 2026 年 4 月 1 日から施行する。